平成２３年（フ）第６３７１号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番28―801号
債務者　餝谷　哲理
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７１号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目15番１―608号
債務者　髙原　伸司
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７４号
大阪府東大阪市中新開２丁目４番５号
債務者　清川成徹こと　趙　　成徹
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８３号
奈良県生駒市真弓南２丁目５番22号
債務者　時岡　光裕
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８５号
岩手県一関市赤荻字堺139番地４　シティハウスノーブル201
債務者　尾上カツ子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２５１号
群馬県館林市成島町1141番地の９　ハイツパークサイド―２
債務者　亀岡　靖昌
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２５８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野23番地９
債務者　石川　隼也
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６０号
大分県日田市大字山田1142番地
債務者　栗秋　　勲
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第６４３号
埼玉県越谷市花田４丁目８番地５　メゾングロワール203
債務者　田村　俊子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
静岡県掛川市山崎2928番地
債務者　服部　直子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２８２８号
札幌市清田区里塚２条６丁目15番16号
債務者　山崎さやか
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７８号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目１番20―204号
債務者　鈴木　佳奈（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１２号
北海道千歳市平和無番地
債務者　福井　絵理（旧姓澤口・小寺）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１０４号
札幌市東区北８条東１丁目３番15―701号
債務者　上森　絹恵
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４６号
札幌市豊平区西岡３条10丁目３番７号　クチュール310―206号
債務者　田中　涼子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５４号
札幌市中央区南１条西24丁目１番23―1003号
債務者　酒井　江代（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７５号
札幌市北区北29条西12丁目５番11号　白雪荘１―右２号
債務者　藤岡　幸徳
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８３号
札幌市東区北24条東18丁目４番13―107号
債務者　菊地　良道
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部